

A. 南極クルーズモデルプラン（北米経由/デルタ航空利用の場合）

■スケジュール

日次	日次	都市名	発着	交通機関	時刻	日 程	所要時間	食 事			宿 泊
								朝	昼	夕	
1		東京・成田	発	DL 296	17:30	成田発、デルタ航空296便にてアトランタへ	12:40			機	機中
		アトランタ	着		16:13	アトランタ到着後、入国手続 手続終了後、通関、保安検査 終了後、出発ゲートへ移動				機	
		アトランタ	発	DL 101	21:10	アトランタ発、デルタ航空101便にてブエノスアイレスへ	10:10			機	機中
		ブエノスアイレス	着		09:30	ブエノスアイレス到着後、入国・通関手続 手続終了後、税関を出て直ぐの所にあるティエンダ・レオン社 のカウンターで空港バスのチケットを購入	1:00	機			
		エセイサ空港	発	空港バス	午前	空港バスでアエロバルケ空港へ移動					
		アエロバルケ空港	着		正午	空港到着後、アルゼンチン航空のチェックインカウンターにて搭乗手続 手続終了後、搭乗ゲートのある2階へ移動 保安検査を済ませ、搭乗ゲートへ移動					
		アエロバルケ空港	発	AR 1890	15:35	アエロバルケ空港発、アルゼンチン航空1890便にてウシュアイアへ	3:30				
2	1	ウシュアイア空港	発	送迎バス	夜	※到着ロビーでクォーク社の係員がお出迎えいたしております。 クォーク社の送迎バスでホテルまでお送りいたします。	0:20				ウシュアイア
		ホテル	着		夜	クォーク社指定のホテルにチェックイン					
3	2	ウシュアイア	発	客船	午前	自由行動 ※町の散策やビーグル水道、国立公園の観光などお楽しみください。		H	O		船中
					15:00	クォーク社が宿泊ホテルから港まで送迎バスでお送りいたします。					
					16:00	客船に乗船					
			発		夕刻	いよいよ待ちに待った南極に向けて出港					
4	3				終日	ドレーク海峡横断クルーズ		O	O	O	船中
5	4				終日	ドレーク海峡横断クルーズ		O	O	O	船中
6	5				終日	サウスシェトランド諸島と南極半島観光		O	O	O	船中
7	6				終日	サウスシェトランド諸島と南極半島観光		O	O	O	船中
8	7				終日	サウスシェトランド諸島と南極半島観光		O	O	O	船中
9	8				終日	サウスシェトランド諸島と南極半島観光		O	O	O	船中
10	9				終日	ドレーク海峡横断クルーズ		O	O	O	船中
11	10				終日	ドレーク海峡横断クルーズ		O	O	O	船中
12	11	ウシュアイア	着		07:00	ウシュアイア入港/下船前に朝食をお召し上がりください。	0:20				
		港	発	送迎バス	08:15	思い出を胸に南極クルーズに別れを告げて下船です。					
		空港	着		午前	ウシュアイア空港到着後、搭乗手続 終了後、2階へ移動し、保安検査を済ませ、搭乗ゲートへ移動	3:30				
	ウシュアイア	発	AR 1897	13:30	ウシュアイア発、アルゼンチン航空1897便にてエセイサ空港へ						
	エセイサ空港	着		18:10	エセイサ空港到着後、航空会社に預けた荷物をお受け取りください。 国際線の出発ターミナルへ移動						
					午後	デルタ航空のチェックインカウンターにて搭乗手続 終了後、保安検査と出国手続を済ませ、搭乗ゲートへ移動					
		ブエノスアイレス	発	DL 101	21:15	ブエノスアイレス発、デルタ航空101便にてアトランタへ	10:10			機	機中
13		アトランタ	着		05:33	アトランタ空港到着後、入国・通関手続 ※ブエノスアイレスで搭乗手続の際に預けた機内預けの荷物は、 アトランタ空港の税関検査場のターンテーブルには出てきません。 荷物の受け取りは、成田空港の税関検査場のターンテーブルとなります。 手続終了後、保安検査を済ませ、搭乗ゲートへ移動	14:30	機			機中
		アトランタ	発	DL 295	11:07	アトランタ発、デルタ航空295便にて帰国の途へ					
14		東京・成田空港	着		15:45	東京・成田空港到着				機	

(備考1) 食事欄の Hはホテルでの食事、Oは船内食、機は機内食を表しています。

(備考2) 成田空港での搭乗手続の際に預けたスーツケース等の荷物は、ブエノスアイレス到着時、税関検査場内のターンテーブルでの受取となります。

(備考3) 米国内都市を経由する場合、米国ビザの**ビザ免除プログラムESTA (ESTA)** を取得しなければなりません。

但し、2011年3月1日以降に**イラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア**、または**イエメン**に渡航または滞在したことがある(限られた例外有り)場合には、**米国ビザの申請**しなければなりません。